

令和5年第6回加賀市農業委員会定例総会

令和5年6月26日(月)

開会（午後1時30分）	
事務局（宮下）	<p>ご多用の中、ご参集いただきましてありがとうございます。これより令和5年第6回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、農業委員の現委員14名全員の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、13名のうち8名の出席を頂いております。</p> <p>また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を19日に、新保委員、山崎(強)委員、事務局職員2名の計4名で行いましたことをご報告いたします。</p> <p>それでは、中村会長、議事進行をお願いいたします。</p>
議長挨拶	
議長（中村会長）	（挨拶）
議事録署名員の指名	
議長（中村会長）	<p>初めに議事録署名員の指名をいたします。</p> <p>7番 田端委員、8番 荒谷委員を指名します。</p>
議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	<p>それでは議案の審議を行います。議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。</p>
事務局（橋本）	<p>それでは説明させていただきます。案件は1件です。</p> <p>議案第21号、加賀市[]から農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、その適否</p>

<p>議長（中村会長） 田端委員</p> <p>事務局（橋本） 議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>をお諮りします。</p> <p>整理番号1番、 の譲受人が町内の農地を取得するものです。譲受人の農地取得後の経営面積は664aです。譲受人は農作業受託組織の代表もしており、ヘリコプターでの農薬散布など農作業を受託組織で引き受けており、その中心的役割をしている農業者です。譲渡人はこの農地を譲受人に耕作してもらっており、その周囲の農地を譲受人が殆ど所有及び管理をしていることから、譲渡することにしたものです。</p> <p>以上、この案件は資料2の調査書の通り、農地法第3条第2項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。申請地の面積が小さいですが、耕作されている農地ですか。</p> <p>はい。現在、譲受人が耕作しています。</p> <p>ほかにありませんか。なければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案 第21号 農地法第3条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手多数）</p> <p>賛成多数により、適切と認めます。</p>
<p>議案第22号 農地転用許可後の事業計画変更申請について</p>	
<p>議長（中村会長）</p>	<p>次に、議案 第22号 農地転用許可後の事業計画変更申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、新</p>

<p>新保委員</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>事務局（橋本）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>保委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは報告いたします。去る6月19日に私と山崎委員、事務局職員2名、計4名で現地確認調査を行いました。</p> <p>整理番号1番の転用目的は店舗建設です。隣地境界には既存の擁壁があり、生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p> <p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>説明させていただきます。</p> <p>1番は■■■■■■■■■■地内にあり、転用目的を変更するものです。事業者は■■■■■■■■■■を営んでおり、駐車場を建設する目的で令和5年2月に5条許可を受けましたが、その計画を変更し店舗を建設するものです。申請地は第一種住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案 第22号 農地転用許可後の事業計画変更申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）</p> <p>挙手全員により、適切と認めます。</p>
<p>議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について</p>	
<p>議長（中村会長）</p>	<p>次に、議案 第23号 農地法第5条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、新</p>

<p>新保委員</p>	<p>保委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは、報告します。</p> <p>整理番号1番の転用目的は展示場建設です。隣地境界には既存の擁壁があり、生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。</p> <p>2番の転用目的は駐車場兼資材置場建設です。雨水は道路側溝に流す計画です。</p> <p>3番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。</p> <p>4番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界には既存の擁壁があり、生活排水は下水道に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。</p> <p>5番の転用目的は自己住宅建設です。生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。</p> <p>以上、5件とも周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p>
<p>議長（中村会長）</p> <p>事務局（橋本）</p>	<p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>説明させていただきます。</p> <p>1番は■■■■地内にあり、畑、3筆、面積計621㎡、転用目的は展示場建設です。譲受人は■■■■を営んでおり、申請地を購入して住宅の展示場を建設するものです。申請地は第一種低層住居専用地域にあるため、第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>2番は■■■■地内にあり、畑、面積438㎡、転用目的は駐車場兼資材置場建設です。譲受人は■■■■の製造業を営んでおり、申請地を購入して駐車場兼資材置場を建設するものです。申請地は準工業地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考え</p>

<p>議長（中村会長）</p> <p>田端委員</p> <p>事務局（橋本）</p>	<p>ます。</p> <p>3番は■■■■地内にあり、畑、3筆、面積計732㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在の住居が手狭になったため、実家に隣接する申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は農地の拡がり10ha以上の農地の一部であることから、第1種農地と判断されますが、集落に接続しており、他に代替地もなかったため許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>4番は■■■■地内にあり、田、2筆、面積計454㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は■■■■が必要となり、■■■■の申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は四方が宅地等に囲まれている宅地化進行区域にあるため住居連たんになり、第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>5番は■■■■地内にあり、田、面積275㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在の住居が手狭になったため、■■■■申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は四方が宅地等に囲まれている宅地化進行区域にあるため住居連たんになり、第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>2番の案件は、資料の写真で見ると申請地の面積が小さいと思います。それと4番の案件ですが、写真の青い線で囲まれたところは既に整地してあるようです。説明をお願いします。</p> <p>2番の写真の申請地を表す線は、もう少し奥行きをつけるべきでした。4番ですが、青い線の土地は農地ではありません。申請地と青い線で囲んだ土地を一緒にして、自己</p>
--	--

<p>伊藤委員 事務局（橋本）</p> <p>大家職務代理 事務局（橋本）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>住宅を建設する計画です。</p> <p>4番の申請地は、以前転用許可が出ています。</p> <p>はい、以前に許可が出ていますが、事業が実行されずかなりの年数が経っており、申請者が異なるので、そういった場合は改めて申請書を出してもらいます。</p> <p>2番の資料の写真を見ると、駐車場として使っているようです。追認案件ではありませんか。</p> <p>始末書を出してもらっています。追認案件の記載がなく、説明が漏れていました。すみません。</p> <p>ほかにありませんか。なければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案 第23号 農地法第5条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 (挙手全員)</p> <p>挙手全員により、適切と認めます。</p>
<p>議案第24号 非農地証明願について</p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>新保委員</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>事務局（橋本）</p>	<p>次に、議案 第24号 非農地証明願について事前に現地確認調査を行っていますので、新保委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは、報告します。</p> <p>1番は現況が森林化しており、農地の状態ではないと判断しました。報告は以上です。</p> <p>続いて、事務局から説明してください。</p> <p>はい、説明させていただきます。</p> <p>1番は■■■■地内にあり、畑、面積357㎡です。この度、申請地の売却にあたって登記を調べたところ、農地であることが判明したものです。現況は森林化しており、農</p>

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>地として復元が著しく困難な状態であるため、非農地証明の発行もやむを得ないと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）</p> <p>なければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案 第 24 号 非農地証明願について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）</p> <p>挙手全員により、適切と認めます。</p>
<p>報告第 13 号 農地貸借の合意解約について</p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>事務局（中島）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>次に、報告 第 13 号 農地貸借の合意解約について、事務局から説明してください。</p> <p>はい、議案書の 9 ページからお願いいたします。農地貸借の合意解約の届出がありましたので報告いたします。</p> <p>今月の届出はこの 2 件で、合計 6 筆 15,248 m²の面積です。</p> <p>1 番の件は、令和 2 年 12 月に 3 条 賃貸借権の許可申請が出され、その年末に許可となりました。その許可に対し今回、合意解約申請書が提出されたものです。この土地の登記簿謄本に賃借権の登記がなされていなかったので、合意解約の申請日である 5 月 25 日が解約日となります。</p> <p>以上、この 2 件について解約条件は無く、土地の引き渡しについても問題が無くなり適切と考えます。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p>

議長（中村会長）	<p>（略）</p> <p>ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、終わります。</p>
報告第 14 号 農地利用最適化活動（旧 1・1・1 運動）について	
議長（中村会長） 田端委員	<p>次に、報告第 14 号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。</p> <p>有機農法や自然農法を行っている団体の情報をもっと知りたいので、知っている方がいらしたら、私の方へ教えてください。そういった団体は、後継者育成をしようとしているらしいですし、加賀市の農業にとってよいところを知っておくべきだと思います。</p>
議長（中村会長）	<p>ほかにありませんか。なければ、私の方から報告します。</p> <p>6月 14 日に通常総会、その後、常設審議委員会があり、4 条案件 1 件、5 条案 3 件全て許可相当でした。</p> <p>その他事務連絡については、事務局から報告してください。</p>
事務連絡	
事務局（橋本） 事務局（宮下）	<p>先月の議案第 20 号の 5 条許可申請の質問について回答をさせていただきます。</p> <p>整理番号 1 番で、使用貸借になっているのはなぜかという質問ですが、 が所有している農地を使用貸借するということです。</p> <p>（目標地図の作成について）</p> <p>その他資料（資料 3）当面の日程のみを説明 （活動実績等を報告）</p>

議長（中村会長）	ほかに何かありませんか。なければ、以上をもちまして、令和5年第6回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。
閉会（午後2時16分）	